

桶川市公共施設維持保全基本方針 (案)

平成27年 月
桶 川 市

目 次

1. 基本方針の目的.....	1
2. 公共施設に係る現状と課題.....	2
2.1. 人口状況（需要動向）.....	2
2.2. 財政状況.....	5
2.3. 公共施設の状況.....	7
3. 公共施設維持保全基本方針.....	13
3.1. 公共施設維持保全の課題.....	13
3.2. 公共施設維持保全の基本方針.....	13

1. 基本方針の目的

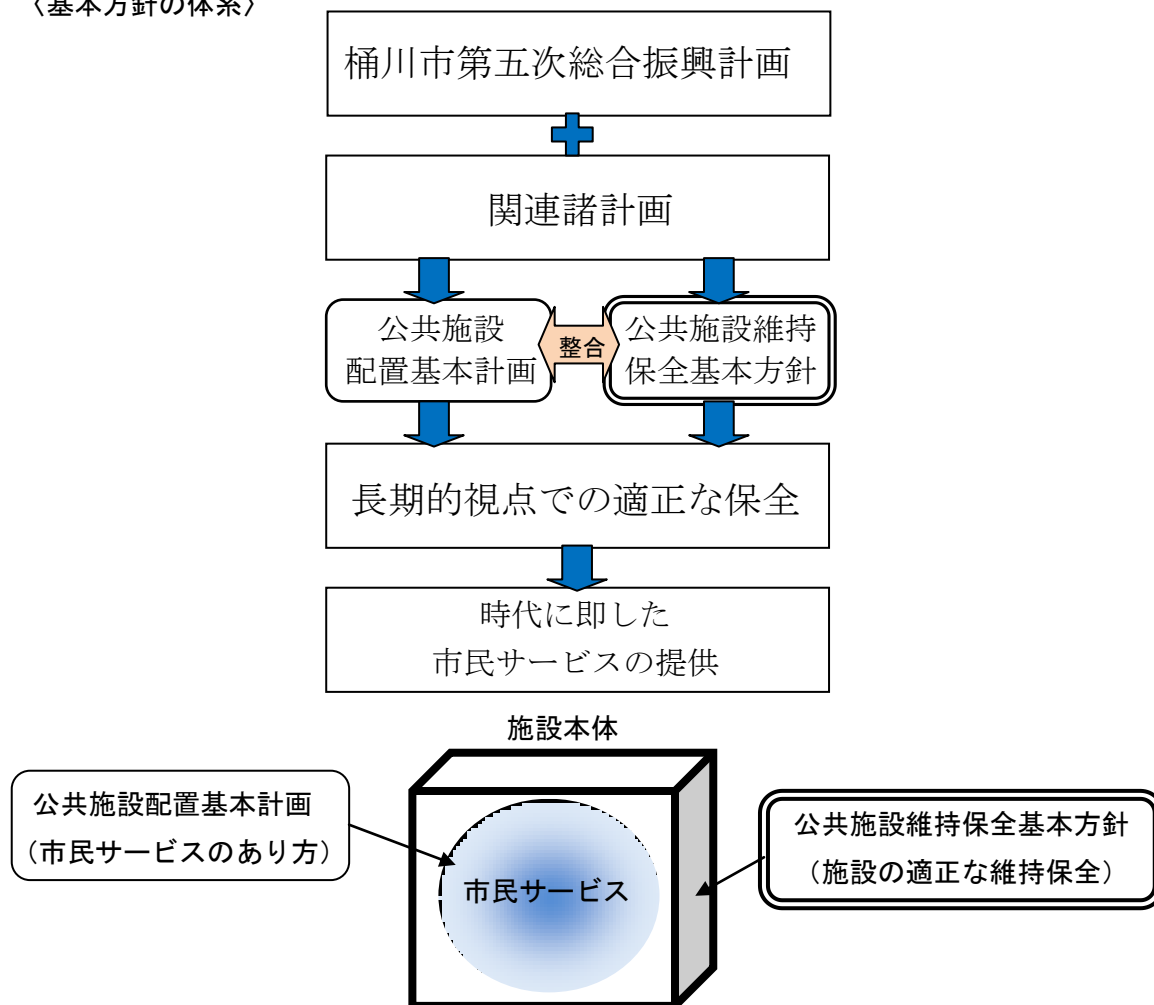
桶川市（以下、本市）は、高度経済成長による急激な人口増に伴う行政需要に対応するため、昭和 40 年代から昭和 50 年代後半にかけて小中学校をはじめ、比較的短期間に多くの公共施設を整備してきました。

近年では、本市の人口も概ね横ばいで推移しており、長期的には人口減少や少子高齢化が一層進行していくことが予想され、財政面においても生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少、老年人口の増加に伴う扶助費の増加など厳しい財政局面をむかえています。一方、人口動態の変化による市民ニーズの多様化、災害などに対する防災意識の高まりなど、施設を建設した当時と施設に求められる需要は大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年 3 月に「桶川市第五次総合振興計画」に掲げる「歩いて暮らせるまちづくり」を推進するため、公共施設の適正配置や市民ニーズに即した提供サービスのあり方について整理し、公共施設の配置の指針として「桶川市公共施設配置基本計画（以下、公共施設配置基本計画）」を策定しました。（策定手続き中）

今回、本市の重要な経営資源である公共施設（建築物）について、長期的視点での維持保全等を図るための方針として「桶川市公共施設維持保全基本方針（以下、本方針）」を策定しました。

〈基本方針の体系〉



2. 公共施設に係る現状と課題

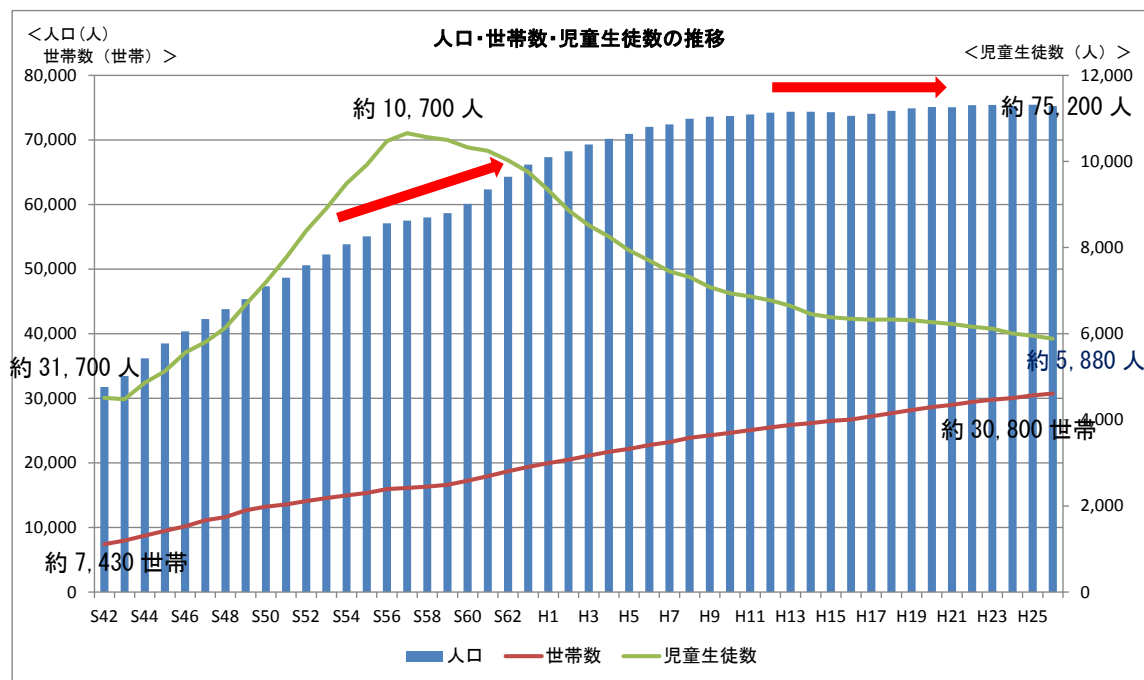
2.1. 人口状況（需要動向）

（1） 総人口・世帯数の推移

総人口の推移については、昭和42年の約31,700人から平成26年には約75,200人となり、47年間で約2.4倍、約43,500人増加しています。平成8年頃まで増加傾向が続き、平成9年頃からは、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

一方、世帯数は、昭和42年の約7,430世帯から平成26年には約30,800世帯となり、約4.1倍増加しており核家族化が進行しています。

児童生徒数にいたっては、昭和57年の約10,700人をピークに減少しており、平成26年には約5,880人とピーク時の約55%にまで減少しています。今後も少子化が進行していくことが予測されます。



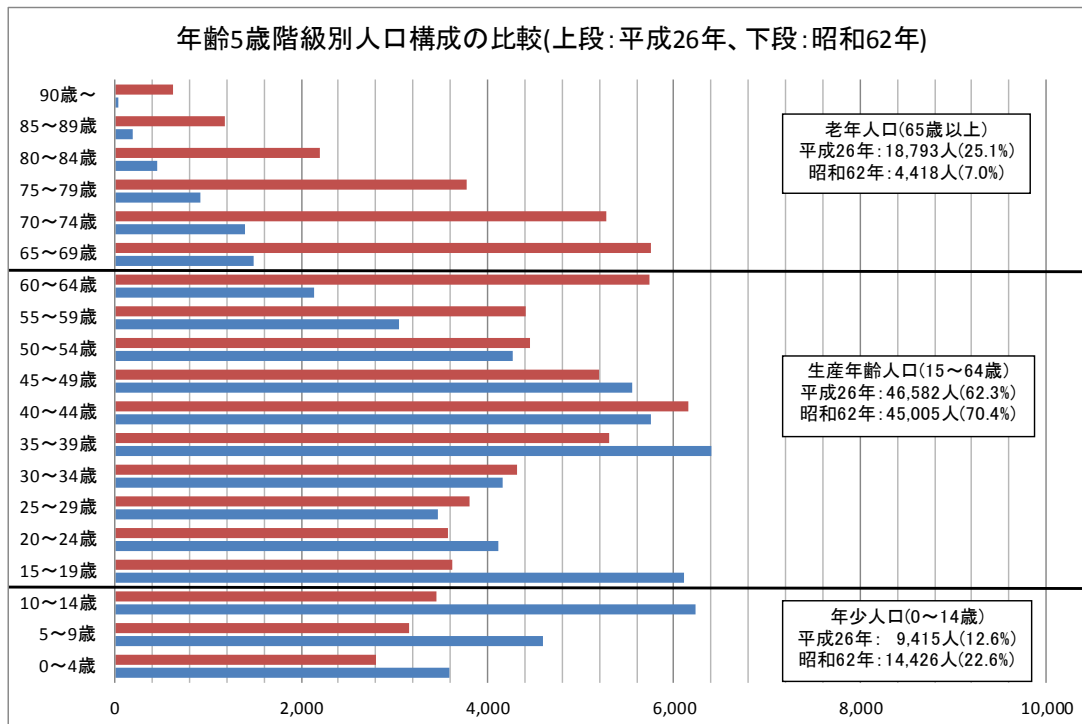
出典：桶川市統計資料より作成。

図 2-1 人口・世帯数・児童生徒数の推移

(2) 年齢別人口の推移

平成 26 年と昭和 62 年の年齢 5 歳ごとの人口を比較してみると、高齢化の進行が顕著に現れており、少子化の進行も見受けられます。特に、50 歳～90 歳代にかけての人口構成が大きく変化しています。

さらに、従属人口指数（年少人口と老年人口が生産年齢人口に対して占める比率）が増加しており、将来的な社会的扶養負担の増加が懸念されます。



	S62	H26
年少人口指数	32.1	20.2
老年人口指数	10.0	40.3
従属人口指数	42.0	60.6
老年化指数	31.1	199.6

年少人口指数 = 年少人口 ÷ 生産年齢人口 × 100
 老年人口指数 = 老年人口 ÷ 生産年齢人口 × 100
 従属人口指数 = 年少人口指数 + 老年人口指数
 老年化指数 = 老年人口 ÷ 年少人口 × 100

出典：桶川市統計資料より作成。

※各年の人口は、1月1日現在の住民基本台帳人口。

※従属人口指数：年少人口と老年人口が生産年齢人口に対して占める比率。生産年齢人口 100 人が年少者と高齢者を何人支えているかを示す。

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) ÷ 生産年齢人口 × 100

図 2-2 年齢 5 歳階級別人口構成の比較（昭和 62 年～平成 26 年）

(3) 将来人口の見通し

本市の人口は、今後、人口減少の進行が予測され、推計では平成 52 年には約 62,400 人（平成 22 年人口の約 82.3%）となります。

また、年齢 3 区分別の人口構成の変化では、平成 22 年から平成 52 年で年少人口（14 歳以下）が約 13%から 11%、生産年齢人口（15～64 歳）が約 65%から約 55%にまで減少する一方、老年人口（65 歳以上）は、約 21%から約 34%にまで増加し、一層の少子高齢化が進行していくこととなります。

〈人口（人）〉

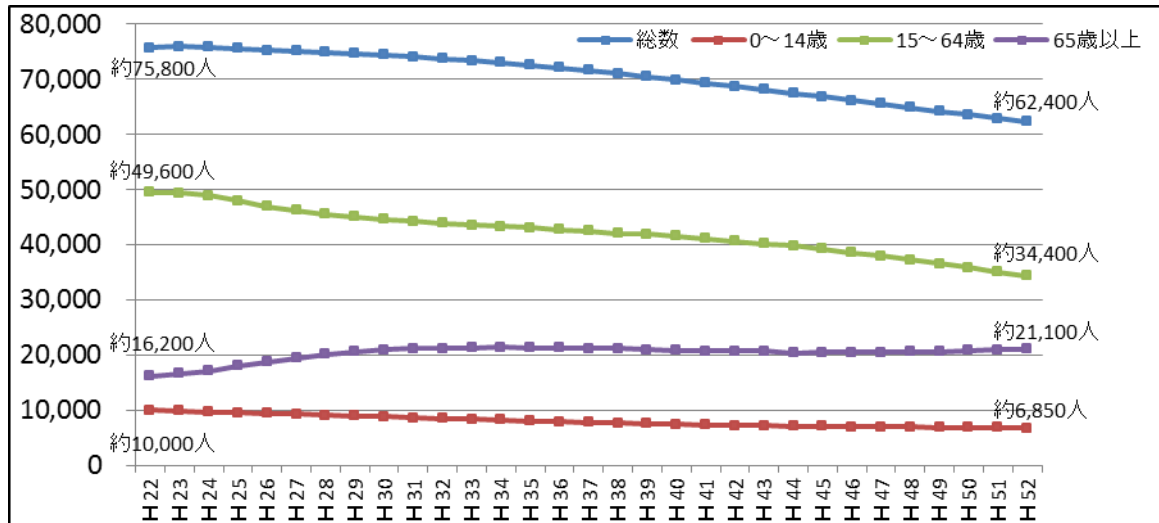


図 2-3 将来人口の推計（市全体・年齢3区分別）

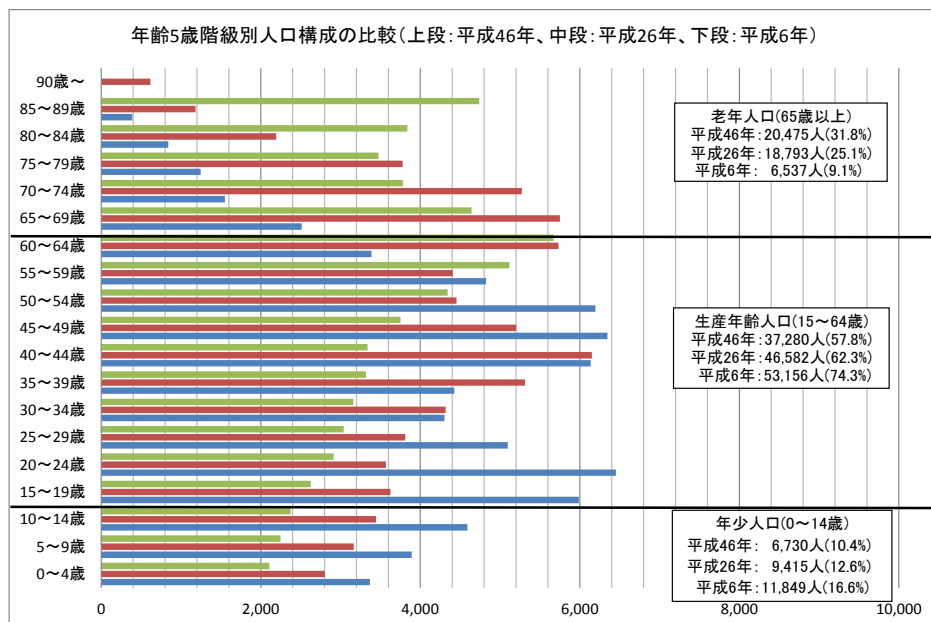


図 2-4 将来人口動向（市全体・年齢5歳階級別（平成6年・平成26年・平成46年））

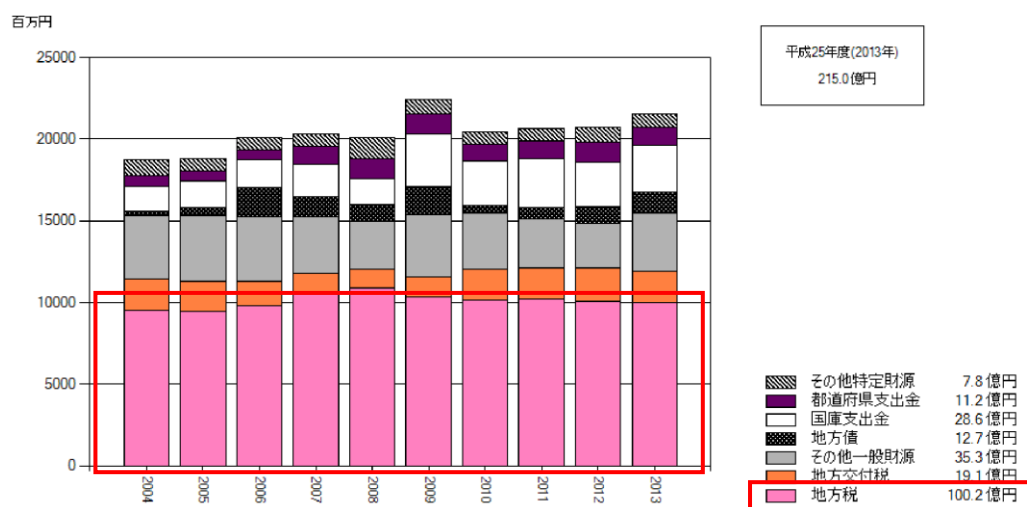
※住民基本台帳人口（H22～H26）に基づき、コーホート変化率法によって推計。

2.2. 財政状況

(1) 歳入・歳出の推移

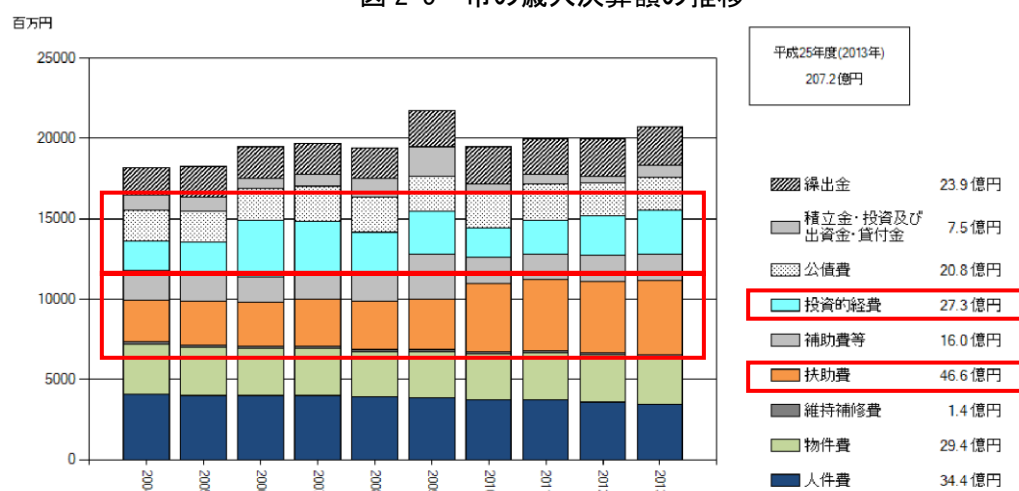
本市の財政規模（一般会計[決算]）は、年間約 190 億円から 220 億円で推移しています。

歳入については、自主財源の市税について平成 20 年度（2008 年度）以降に若干の減少傾向が見られ、歳出については、義務的経費の扶助費（生活保護費や児童手当、小児医療費助成、就学援助費等の社会保障関係費）が年々増加しています。また、投資的経費（施設等の整備に係る経費）は、年度ごとに増減があるものの、直近 5 年間では、平均約 23.8 億円で推移しています。



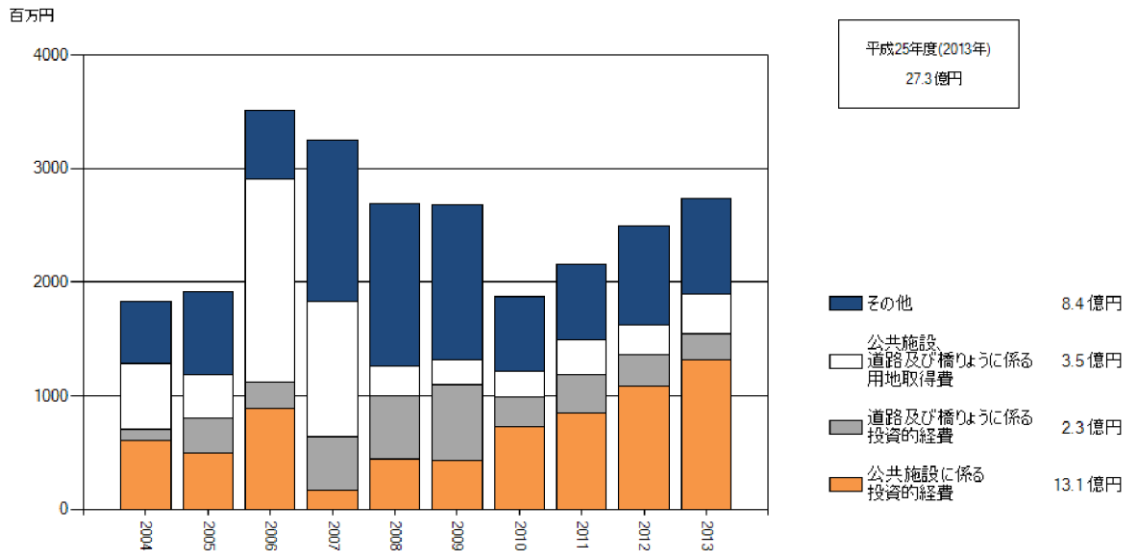
出典：地方財政状況調査より作成。

図 2-5 市の歳入決算額の推移



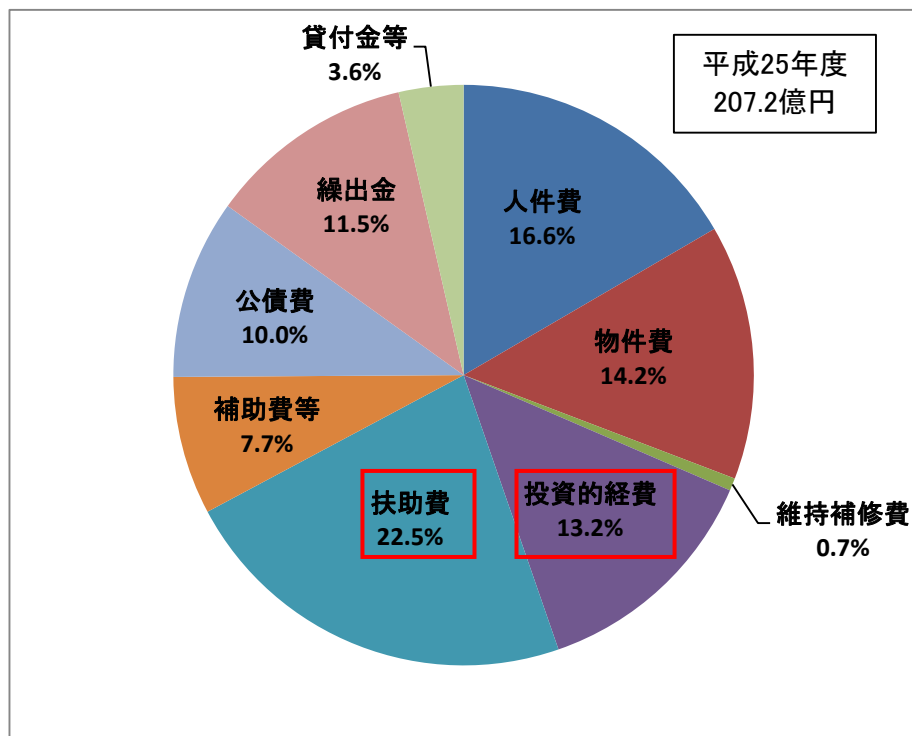
出典：地方財政状況調査より作成。

図 2-6 市の歳出決算額の推移



出典：地方財政状況調査より作成。

図 2-7 投資的経費の推移及び内訳



出典：地方財政状況調査より作成。

図 2-8 市の歳出決算額の内訳（平成 25 年度）

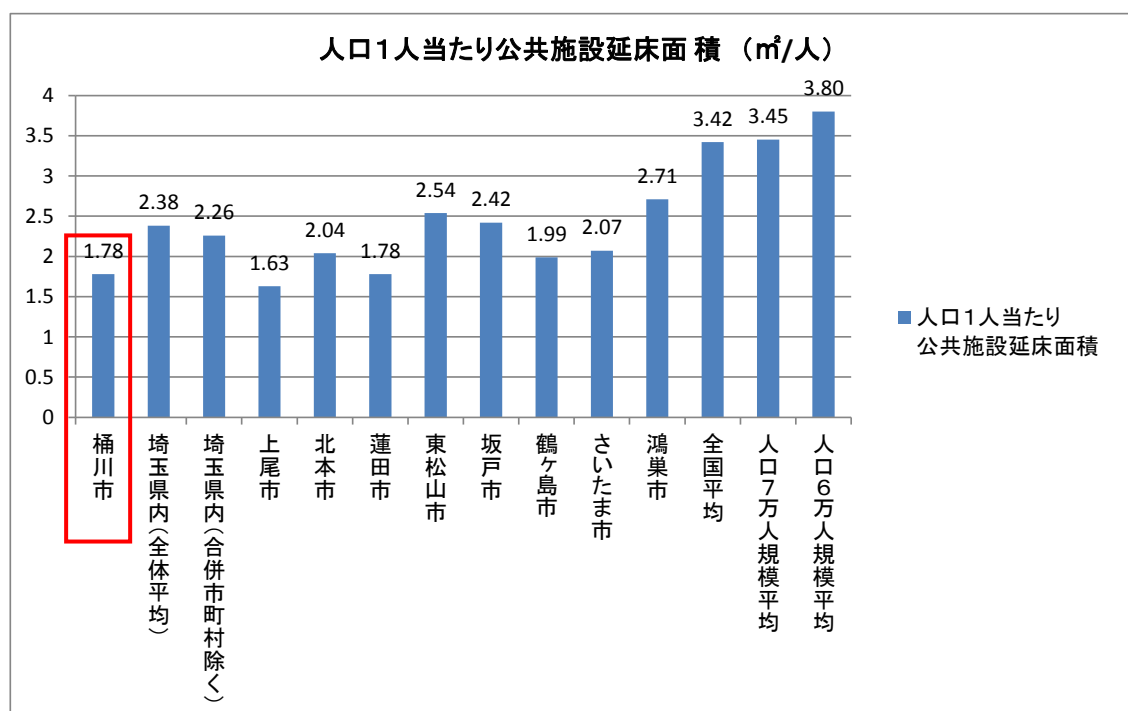
2.3. 公共施設の状況

(1) 公共施設（建築物）の保有量比較

本市の保有する公共施設（建築物）について、市民1人当たりの公共施設延床面積は、1.78 $\text{m}^2/\text{人}$ となっており、埼玉県内の平均（2.38 $\text{m}^2/\text{人}$ ）や近隣自治体と比較しても低い水準となっています。

また、全国的にみても全国平均（3.42 $\text{m}^2/\text{人}$ ）や人口7万人規模の自治体平均（3.45 $\text{m}^2/\text{人}$ ）、人口6万人規模の自治体平均（3.80 $\text{m}^2/\text{人}$ ）をそれぞれ大きく下回っています。

本市は、他の自治体との比較では公共施設の保有量が少ない自治体といえます。



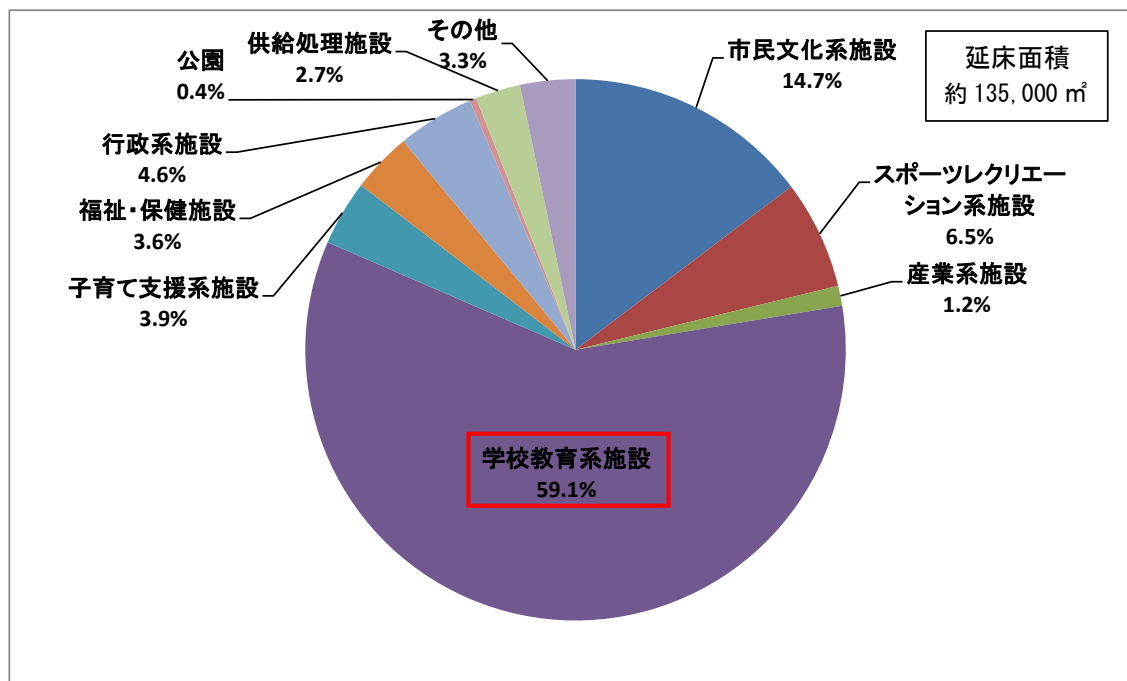
※近隣の自治体は、さいたま市及び鴻巣市を除き、平成の大合併を行っていない。

出典：「自治体別人口・公共施設延床面積リスト（東洋大学 PPP 研究センター、2012.01.11）」より作成。

図 2-9 公共施設保有量自治体比較

(2) 保有する公共施設（建築物）の内訳

現在、本市の保有する公共施設（建築物）の総延床面積は、約 13.5 万㎡となっており、そのうち学校教育系施設（小学校、中学校等）が約 6 割を占めています。



出典：桶川市公有財産台帳より作成。

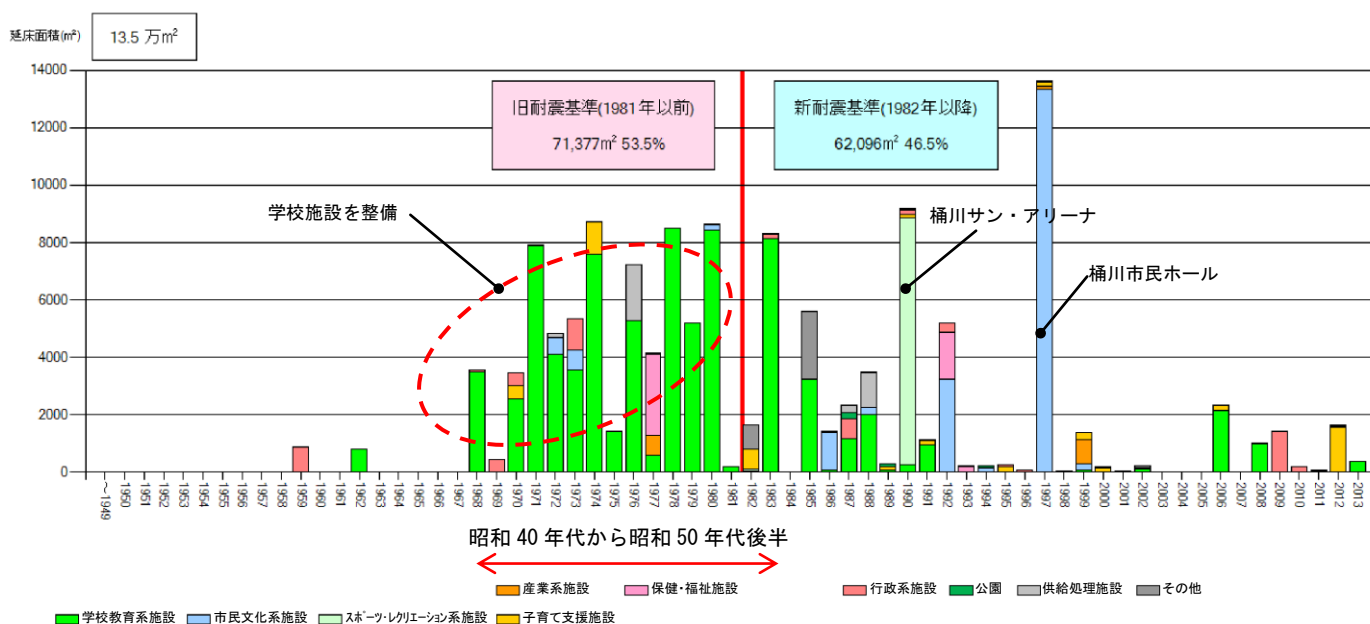
図 2-10 公共施設の延床面積内訳

(3) 公共施設（建築物）の年度別整備状況

本市は、昭和 40 年代から 50 年代後半にかけて多くの公共施設（建築物）を建設しています。特に総延床面積の多くを占める学校（小学校、中学校）を集中的に整備してきました。

また、旧耐震基準（昭和 56 年（1981 年）5 月以前）により建設された公共施設（建築物）が 5 割強を占めており、学校（小学校、中学校）をはじめ計画的に耐震化を進めています。

なお、平成元年（1989 年）以降は整備量が減少していますが、桶川サン・アリーナ（平成 2 年（1990 年））、桶川市民ホール（平成 9 年（1997 年））など大規模な施設を建設しています。



出典：桶川市公有財産台帳より作成。

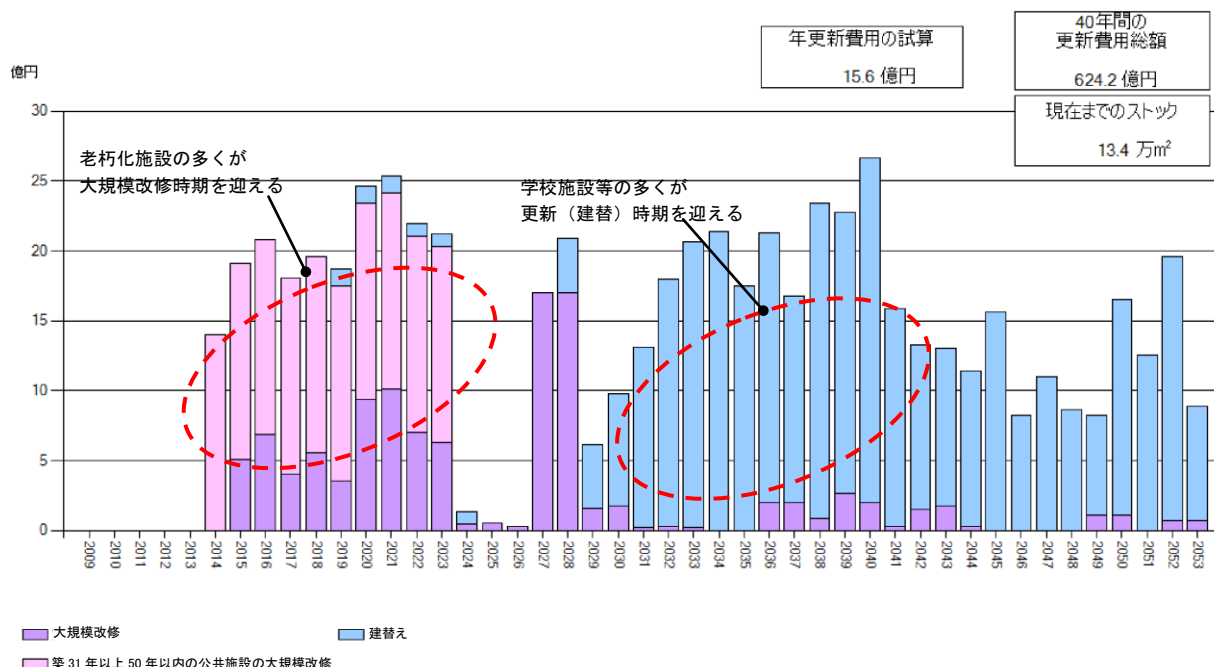
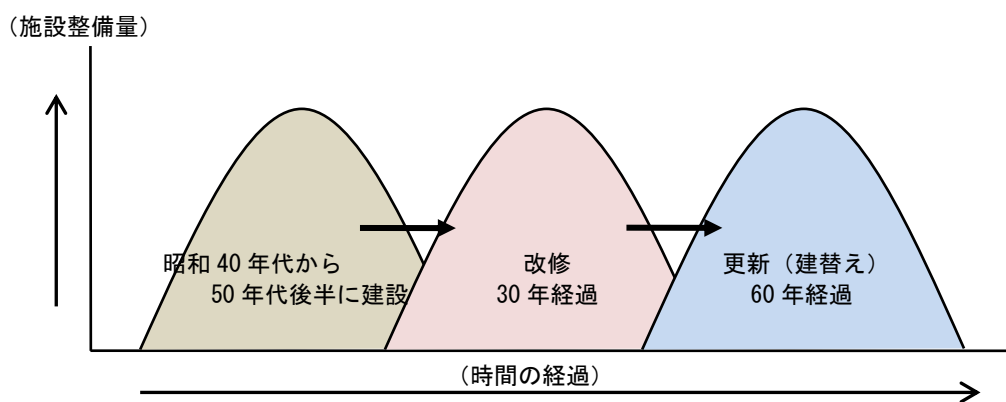
図 2-11 公共施設の年度別整備状況

(4) 将来更新費の見通し

本市が保有する公共施設（建築物）について、現在の施設をそのまま維持し、一定の周期で大規模改修（30 年経過時）及び更新（60 年経過時）を行うと仮定した場合、昭和 40 年代から昭和 50 年代後半にかけて集中的に建設した多くの施設が、今後、同じ周期で集中して改修や更新の時期を迎えることとなります。これは、短期間に集中して財政支出が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、大きな課題となります。

また、それに要する費用も仮定に基づく試算となりますが、今後、40 年間の合計で約 624 億円となります。

〈改修・更新の周期イメージ〉



出典：桶川市公有財産台帳（解体が見込まれる一部施設を除く）より作成。

図 2-12 公共施設の更新費の試算結果

【補足】 公共施設（建築物）の更新費の試算条件について

- ・ 対象施設は、公有財産台帳（H26.5 現在）の公共建築物（解体が見込まれる一部施設を除く）とした。
- ・ 試算にあたっては、公共施設等更新費用試算ソフト（ver2.00、（財）地域総合整備財団）を使用。
- ・ 大規模改修周期・単価、更新周期・単価は、標準的条件（初期設定）を適用。
 - 更新周期：60 年
 - 大規模改修周期：30 年
 - 単価：下記のとおり

〈大規模改修及び更新単価〉

施設種別	大規模改修単価	更新単価
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

- ・ 試算した時点（H26）で、既に大規模改修周期となる 31 年以上 50 年まで経過している建築物の大規模改修については、平成 26 年（2014 年）から平成 35 年（2023 年）の 10 年間に均等に配分している。なお、建設時より 51 年以上経過している建築物は 60 年を経た年度に建替えるものとしている。

(5) 耐震化の状況

本市は、平成 21 年 3 月に「桶川市建築物耐震改修促進計画（以下、促進計画）を策定し、市有建築物について計画的に耐震化を実施してきています。

これまで、小中学校全 11 校については、平成 8 年度から校舎及び屋内運動場（体育館）の耐震化を進め、平成 24 年度に全 11 校の耐震化を完了しています。以降、平成 25 年度に総合福祉センター、平成 26 年度には、加納公民館、坂田保育所、北保育所、平成 27 年度には桶川市コミュニティセンター（障害者福祉施設）の耐震化を完了する予定です。

今後、実施することとしている勤労青少年ホーム、農業センターは、公共施設配置基本計画に基づき、施設機能等の検討後、それに即した対応を行っていきます。

《促進計画に基づく耐震化の状況》

対象施設	優先順位※1	耐震 診断	耐震 工事	耐震工事の実施時期
小中学校（全 11 校）	1	済	済	平成 8 年度～平成 24 年度
総合福祉センター	2	済	済	平成 25 年度
勤労青少年ホーム	3	済	未	今後実施
加納公民館	3	済	済	平成 26 年度
農業センター	3	済	未	今後実施
勤労福祉会館	3	済	未	平成 27 年度から設計
桶川市コミュニティセンター （障害者福祉施設）	3	済	済	平成 26～27 年度
北保育所	3	済	済	平成 26 年度
坂田保育所	3	済	済	平成 26 年度

※1：優先順位は、促進計画で位置付けている順位。

3. 公共施設維持保全基本方針

3.1. 公共施設維持保全の課題

- ◎ 本市の公共施設（建築物をいう。以下同じ。）は、多くの施設が築後 30 年以上を経過し、老朽化が進行しています。昭和 40 年代から昭和 50 年代後半にかけて集中的に建設した多くの施設が、今後、同じ周期で改修や更新の時期を迎えることとなります。これは、財政支出が短期間に集中することとなり、厳しい財政状況の中で大きな課題となります。
- ◎ 公共施設の更新には、多額の財政負担が見込まれ、施設の保有量について長期的な視点で検討する必要があります。
- ◎ これまで公共施設の維持保全は、施設の老朽化や不具合の状況をその都度判断し、適宜、修繕等を行ってきました。しかし、今後、過去に集中的に建設された多くの施設が老朽化していく中、不具合の顕在化する時期や規模も予測がつかないことから、財政支出の見通しを立てることが一層困難となります。
- ◎ 防災面においても「桶川市地域防災計画」における防災活動拠点のうち、災害対策活動拠点や避難所として位置付けられている公共施設は、予測が困難な災害等に対して、常に利用できるように維持する必要があります。

3.2. 公共施設維持保全の基本方針

公共施設における維持保全の課題を踏まえ、維持保全の基本方針を次のとおりとします。

〈維持保全の基本方針〉

- 保有する公共施設について、需要動向を踏まえた施設機能の見直しや統合、改修及び更新時におけるライフサイクルコストの比較検証、施設の長寿命化など財政負担の軽減に取り組んでいきます。
- 大規模施設や災害時における避難先等、防災機能を有する公共施設は、不具合が顕在化する前に修繕を行う「予防保全による維持保全」を導入していきます。
- 管理台帳などを整備し、施設や部位の耐用年数の到来や保全の履歴を管理し、効率的な維持保全を推進していきます。

【事後保全】

建築物等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じた際に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法。

【予防保全】

建築物等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じる以前に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法。